

農林水産省 GFP加工食品部会 加工食品輸出セミナー

PPWR (EU包装・包装廃棄物規則) 解説書の ご紹介

みずほリサーチ&テクノロジーズ

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ

令和6年度輸出環境整備推進委託事業

2025年2月28日

| | |
|------------------------------|---------|
| 1.容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは | ・・・p.2 |
| 2. 包装に課される要件 | ・・・p.3 |
| (1) 包装に課される要件の全体像 | …p.3 |
| (2) 要件例：リサイクル可能な包装 | …p.6 |
| ① 「リサイクル可能な包装」の規定内容 | …p.6 |
| ② 多層フィルムへの影響 | …p.10 |
| ③ 今後のリサイクル設計基準の設定 | …p.11 |
| (3) 要件例：プラスチック包装の最低リサイクル含有割合 | …p.12 |
| 3. 包装材の管理に関する要件 | ・・・p.13 |
| (1) 包装材の管理に関する要件の全体像 | …p.13 |
| (2) 要件例：適合性評価 | …p.14 |
| (3) 要件例：拡大生産者責任 | …p.17 |
| 4. PPWR（EU・包装廃棄物規則）解説書のご案内 | ・・・p.19 |

容器包装・容器包装廃棄物規則（PPWR）とは

- 容器包装・容器包装廃棄物規則は包装廃棄物の削減を目的として2022年11月に提案され、2025年2月11日に発効しました。
- これまでEUにおける包装廃棄物に関する規制は、指令（Directive）として、EU加盟国それぞれの国内法で法整備されていました。しかし、加盟国間で対応に差が生じたため、今般規則（Regulation）に格上げされ、環境配慮の要件が増えた形でEU加盟国に一律に適用されることになりました。
- 2026年8月から要件が順次適用開始され、リサイクル可能な包装などの主要な要件は早ければ2030年から適用開始される予定です。

包装に課される要件のポイント

持続可能性要件・表示規制

- 有害物質の使用規制
- リサイクル可能な包装
- プラスチック部包装の最低リサイクル含有割合
- プラスチック包装におけるバイオベース原料
- 堆肥化可能な包装
- 包装の最小化
- 再利用可能な包装

包装の空きスペースの上限

特定の包装の使用禁止

再利用・充填・詰め替え

包装・包装廃棄物の管理に課される要件のポイント

適合性評価

拡大生産者責任

生産者登録簿への登録

再利用・デポジット・リターンシステムへの参加

特定の包装廃棄物削減・リサイクル目標

輸出事業者の皆様に特に関係する要件

【政策目標】

- 再利用や詰め替えシステムを増やすなど、**包装廃棄物を防止・削減する**
- 2030年までに、EU市場で流通しているすべての包装を、経済的に実行可能な方法でリサイクル可能にする**
- 安全な方法で包装へのリサイクルプラスチックの使用を増やす
- 包装におけるバージン材の使用を減らし、2050年までにセクターを気候ニュートラルにする**

（出所）EU日本政府代表部「EUのPPWR（包装・包装廃棄物規則）の概要」, 欧州委員会, "Factsheet - Circular Economy: Packaging and Packaging Waste Regulation" より作成

① 包装に課される要件の全体像

- EUへ輸出される包装製品（食品を含む）は、適用開始までに要件を満たさなければ、EU市場で販売できなくなります。
- 下記に抜粋した要件は、商品の包装に課される要件です。各要件の詳細については、本規則とは別に、今後2～10年の間に下位規則の中で定められます。特に、6条、7条は、事業者の皆様にとっても大きな影響がある要件です。

本セミナーで取り上げる要件
赤枠は、持続可能性要件

有害物質の使用規制（5条）

01

2026年8月以降、包装における懸念物質の量及び濃度は最小化しなければならない。食品接触包装材については、特定のPFASについて、含有量濃度が限度値以下にする必要がある。

05

堆肥化可能な包装（9条）

ティーバッグ、生鮮野菜・果実に貼られるシール等は、堆肥化可能になるように設計される。

02

リサイクル可能な包装（6条）

2030年以降、リサイクル可能に設計された包装材を活用する必要がある。2035年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降は、等級B以上を満たすことが求められる。

06

包装の最小化（10条）

2030年以降、包装材は、機能を確保するために必要な最小限の重量・体積で設計される必要がある。
例) 二重壁、二重底、不必要的層等の、体積を不必要に増加する包装は禁止

03

プラスチック包装の最低リサイクル含有割合（7条）

2030年以降、プラスチック包装材（PET・その他プラ）について、リサイクル材を一定割合以上含む必要がある。2040年にはさらに割合を引き上げる。

07

再利用可能な包装（11条）

2030年以降、パレット等の輸送用包装材、段ボールを除く箱型グループ包装、一部の酒類、乳飲料等を除く飲料包装は、一定割合以上が、再利用可能な包装材で提供される必要がある。

04

プラスチック包装におけるバイオベース原料（8条）

2028年2月までに、プラスチック包装材について、バイオプラスチックを活用することに対する規制の影響を検討する。

08

表示規制（12～14条）

デポジット制度、再利用可能な包装材、バイオプラスチック材等の要件について、ラベル表示が必要となる。

09

特定の包装の使用禁止（25条）

2030年以降、特定の包装は禁止される。

例) 複数商品をまとめるフィルム、生鮮果実・野菜用のネット/使い捨てトレイ、レストランで提供される調味料等の小袋

②適用開始スケジュール

未定 要件の適用開始 ★ 下位規則等の制定等

②適用開始スケジュール

| 要件 | 2025 | 2026 | 2027 | 2028 | 2029 | 2030 | 2031 | 2032 | 2033 | 2034 | 2035 | 2038 | 2040 | ~ |
|--|------|--|------|------|--|--|------|------|------|------|------|------|---------------------------------|---|
| 05 持続可能性要件 堆肥化可能な包装 (9条) | | ★ ~2026年2月12日 CENによる 統一規格の作成・更新 | | | | 2028年2月12日～適用開始 | | | | | | | | |
| 06 持続可能性要件 包装の最小化(10条) 包装の空きスペースの上限 (24条)の記載内容も含む | | ★ ~2027年2月12日 CENによる統一規格の作成・更新 | | | | 2030年1月1日～包装の最小化 グループ包装、輸送用包装、EC包装の空隙率50%以下 | | | | | | | | |
| 07 持続可能性要件 再利用可能な包装 (11条) ※26-29条の記載内容も含む | | ★ ~2027年2月12日 ① 再利用におけるローテーションの最低 回数の設定 ② 再利用可能の対象となる製品のガイド ライン | | | | 2030年1月1日～加盟国での再利用目標① | | | | | | | 2040年1月1日～ 加盟国での再利用 可能目標② | |
| 08 表示規制(12-14条) | | ★ ~2026年8月12日 統一ラベルに関する実施 規則 | | | 2028年8月12日～ピクトグラム、堆肥化可能性、デポジット・リターン対象の表示 等 | | | | | | | | | |
| 09 特定の包装の使用禁止 (25条) | | ★ ~2027年2月12日 禁止対象の包装のガイドライン | | | 2029年2月12日～再利用可能性に関する表示 等 | | | | | | | | | |
| | | | | | | 2030年1月1日～適用開始 | | | | | | | | |

未定  要件の適用開始
下位規則等の制定等

① 「リサイクル可能な包装」の規定内容

- 市場に出される全ての包装は、2030年1月1日までに、マテリアルリサイクルに対応できるよう設計され、2035年1月1日までに、大規模リサイクルされている必要があります。
- 包装には、「A」「B」「C」「技術的にリサイクル不可」の4段階で、リサイクル性能等級評価が付されます。2030年以降はリサイクル性能等級C以上、2038年以降はB以上でないと、EU市場で販売することができません。
- 4段階のリサイクル性能等級により、EU市場での販売に制限がかけられることに加え、拡大生産者責任における「生産者」の負担費用の額が将来的に調整されます。
- リサイクル性能等級は、包装カテゴリごとにパラメータの評価に応じて決定され、評価基準は以下の事項を考慮の上、決定されます。
 - ✓ リサイクル設計基準のガイドライン…欧州標準化機構（CEN）の議論を参照
 - ✓ 有害物質…欧州化学品庁（ECHA）の議論を参照
 - ✓ リサイクル技術に関する技術・経済的なパフォーマンス…GHG排出、収率、CAPEX/OPEX 等

→ 詳細未定：リサイクル性能等級の評価方法は、2028年1月1日までに欧州委員会によって委任規則が採択される見込み

リサイクル性能等級の考え方

| リサイクル性能等級 | 2030年 | 2035年 | | 2038年 | |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------|----------------------|----------|
| | リサイクル可能設計 (重量ベース) | リサイクル可能設計 (重量ベース) | 大規模リサイクル | リサイクル可能設計 (重量ベース) | 大規模リサイクル |
| Grade A | 95%以上 | 95%以上 | Grade A | 95%以上 | Grade A |
| Grade B | 80%以上 | 80%以上 | Grade B | 80%以上 | Grade B |
| Grade C | 70%以上 | 70%以上 | Grade C | | |
| 技術的に リサイクル不可 | | | 市場販売禁止 | | |

(出所) Regulation (EU) 2025/40の6条, Annex II Table3, Webinar on new Packaging and Packaging Waste Regulation (PPWR)資料 (DG ENV Unit3 "Packaging and Packaging Waste Regulation"(2024年12月16日)) より作成

① 「リサイクル可能な包装」の規定内容

- 市場に出される全ての包装は、**2035年1月1日から、大規模リサイクルが可能である必要があります。**
- 「大規模リサイクル」とは、廃棄物となった場合、個別に収集、選別、設置されたインフラでリサイクルされることを指します。大規模リサイクルの方法論は、下表の13カテゴリごとに規定されます。
- 大規模リサイクルとしてみなされるためには、各カテゴリごとに、年間リサイクル材の量が木材については30%、その他の素材については55%以上を確保することが求められます。

⇒詳細未定：大規模リサイクル評価の方法論及びリサイクル性能等級の補足・更新等については、2030年1月1日までに実施規則が採択される見込み

大規模リサイクルの評価のカテゴリ

| 材 | 包装カテゴリ | 材 | 包装カテゴリ |
|--------|-----------------------|--------|--------------------|
| プラスチック | 硬質PET | 紙・段ボール | 紙・段ボール包装（液体包装用を除く） |
| | 硬質PE、硬質PP、HDPE + 硬質PP | | 液体包装ボード |
| | フィルム・フレキシブル | 金属 | アルミニウム |
| | PS、CPS、EPS | | スチール |
| | その他硬質プラ | ガラス | ガラス |
| | 生分解性（硬質・軟質） | | 木材、コルク |
| | | その他 | 繊維、陶磁器、その他 |

（出所） Regulation (EU) 2025/40の3条、6条、Annex II Table2より作成

① 「リサイクル可能な包装」の規定内容

(参考) 今後欧州委員会を中心に設定されるリサイクル設計基準の包装のカテゴリ

| 材 | 包装カテゴリ | 包装材の例* | 色彩透過 | 材 | 包装カテゴリ | 包装材の例 | 色彩透過 | |
|--------|----------------------------|--|---------------|------------|-----------------------------|--|-----------|--|
| ガラス | ガラス | 瓶、ジャー、小瓶、化粧品容器、タブ型容器、アンプル、ガラス製バイアル(ソーダ石灰ガラス)、エアゾール缶 | — | プラスチック(続き) | 硬質PP | 容器、ボトル、トレイ、ポット及びチューブ | ナチュラル/カラー | |
| 紙・段ボール | 紙・段ボール包装 | 箱、トレイ、グループ包装、フレキシブル紙包装(例: フィルム、シート、パウチ、蓋、コーン、ラッパー) | — | | 軟質PP | 多層包装及び複数素材包装を含むフィルム | | |
| | 紙・段ボールを主とする複合包装 | 液体包装用板紙、紙コップ(ポリオレフィンラミネートかつアルミニウム有または無でのラミネート)、トレイ、皿及びカップ、金属又はプラスチックのラミネート紙又は段ボール、プラスチックライナー又は窓付き紙又はポール紙 | — | | HDPE・PP(硬質) | クレート及びパレット、波板プラスチック | — | |
| 金属 | スチールを主とする複合包装 | ブリキ板やステンレス鋼を含むスチール製の硬質包装(エアゾール缶、缶、塗料缶、箱、トレイ、ドラム、チューブ) | — | | PS, XPS(硬質) | 硬質包材(乳製品の包装、トレイ、カップ、その他の食品容器を含む) | | |
| | アルミニウム硬質材を主とする複合包装 | アルミニウム製の硬質包装(食品・飲食用の缶、ボトル、エアゾール、ドラム、チューブ、缶、箱、トレイ) | — | | EPS(硬質) | 硬質包材(魚箱/白物家電、トレイなど) | | |
| | 大部分がアルミニウムである複合包装(半硬質及び軟質) | アルミ製半硬質・軟質包材(容器、トレイ、チューブ、ホイル、軟質ホイル) | — | | その他硬質プラ(例: PVC、PC等) | 中間バルクコンテナ、ドラムを含む硬質包材 | | |
| プラスチック | 硬質PET | ボトル、フラスコ | 透明クリア/カラー、不透明 | 木材 | 複数素材を含むその他軟質プラ | パウチ、プリスター、熱成形包装、真空包装、改質雰囲気包装(MAP)/改質湿度包装(可撓性の中間バルク容器、袋、ストレッチフィルムを含む) | — | |
| | | ボトル、フラスコ以外の硬質包装(ポット、タブ型容器、ジャー、カップ、単層・多層のトレイおよび容器、エアゾール缶を含む) | | | | | | |
| | 軟質PET | フィルム | ナチュラル/カラー | 繊維 | 生分解性硬質/軟質プラスチック(例: PLA、PHB) | 硬質・軟質な包材 | | |
| | 硬質PE | 容器、ボトル、トレー、ポット、チューブ | | | | | | |
| | 軟質PE | 多層包装、複数素材包装を含むフィルム | | セラミック | コルク含む木製包装 | パレット、箱、クレート | | |
| | | | | | 天然繊維合成繊維 | 鞄 | | |
| | | | | | セラミック | ポット、コンテナ、ボトル、ジャー | | |

(注) 例示であり、網羅的なリストではない
(出所) Regulation (EU) 2025/40の Annex II Table1より作成

①「リサイクル可能な包装」の規定内容

(参考) 今後欧州委員会を中心に設定されるリサイクル設計基準のパラメータ

| パラメータ | パラメータに関する説明 | パラメータ | パラメータに関する説明 |
|---------------------|--|--------------------|--|
| 添加物 | <ul style="list-style-type: none"> 添加物とは、ある特性を素材に付与するために加えられる物質のこと。 包装容器に添加物が含まれていると、選別工程で包装材料の選別が誤る原因となったり、得られたリサイクル材を汚染したりする可能性がある。 | 着色 | <ul style="list-style-type: none"> 着色剤とは、包装材料に色を付与する物質のこと。 濃く着色された紙やプラスチック素材は選別時に影響を与えるほか、リサイクル材の品質を低下させる恐れがある。 |
| ラベル | <ul style="list-style-type: none"> ラベルの被覆率、ラベルの素材やラベルの貼り付けに使用されている接着剤の種類も、リサイクル材の品質に影響を与える。 | 素材構成 | <ul style="list-style-type: none"> 単一素材または、複合素材であれば、素材が容易に分離でき、かつリサイクル材を高効率で回収できるような素材を使用することが望ましい。 |
| スリーブ | <ul style="list-style-type: none"> スリーブを使用することで、スリーブと本体を分離することが必要となる。包装本体に対するスリーブの被覆率は、選別しやすさに影響を与えるほか、スリーブの素材は包装の選別しやすさとリサイクル可能性の両方に影響を与える。 | バリア・コーティング | <ul style="list-style-type: none"> バリアは透過防止機能を持たせるために添加される素材や物質、コーティングはその他の機能や特性を持たせるために表面に施される素材を指す。 包装にバリアやコーティングが含まれると、リサイクルがより困難となりうる。リサイクル材の高い回収率を確保できる設計が望ましい。 |
| クロージャーおよびその他小さな包装部品 | <ul style="list-style-type: none"> クロージャーとは、包装を閉じたり密封したりするために用いられる部品のこと。（例：商品改ざん防止用のシーリングラップ、ライナー、キャップ、蓋、シール、バルブ等） クロージャーの素材は、包装の選別しやすさとリサイクル可能性の両方に影響を与える。また、包装に固定されていないクロージャーは、ごみの増加につながりうる。 包装本体に取り付けられている小さな包装部品は、分離しやすさや包装のリサイクル可能性に影響を与えるほか、選別・リサイクルの工程で消失する可能性がある。 | インク・ラッカー/印刷/コーティング | <ul style="list-style-type: none"> インクとは、着色剤と他の物質を混合し、印刷またはコーティングの工程で素材に塗布されること。 ラッカーとは、揮発性溶剤に溶かした樹脂またはセルロースエスセル、あるいはその両方を用いた塗布材のこと。 コーティングとは、バッチコーティングやその他の情報、ブランド表記等を目的として包装に直接施される印刷物のこと。 懸念物質を含むインクを使用すると、包装のリサイクルを妨げることになる。洗浄工程で出る印刷インクは、洗浄水を介してリサイクル材に混入する可能性がある。 また、印刷インクが洗浄工程で出ない場合であっても、インクがリサイクル材の色を損なう恐れがある。 |
| 粘着性 | <ul style="list-style-type: none"> 接着剤は、選別およびリサイクル工程での効率や、利用者による分別に影響しない形で使用することができる。包装に接着剤が残留すると、得られるリサイクル材の品質や純度が低下する恐れがある。 洗浄可能な接着剤を使用することで、包装本体から分離しやすくなり、リサイクル材に接着剤の残留物が残らないようにすることが可能である。 | 残渣/内容物の使い切りやすさ | <ul style="list-style-type: none"> 製品の内容物が残留すると、包装の選別しやすさやリサイクル可能性に影響を与える。 包装の設計は、内容物を容易に空にできるよう考慮し、廃棄時には内容物が完全に排出されていることが望ましい。 |
| | | 解体のしやすさ | <ul style="list-style-type: none"> 包装に固定された部品は、包装の選別しやすさやリサイクル可能性に影響を与える。 包装の設計によっては、エンドユーザーが下流の選別工程に適した形に分離しやすくすることができる。 |

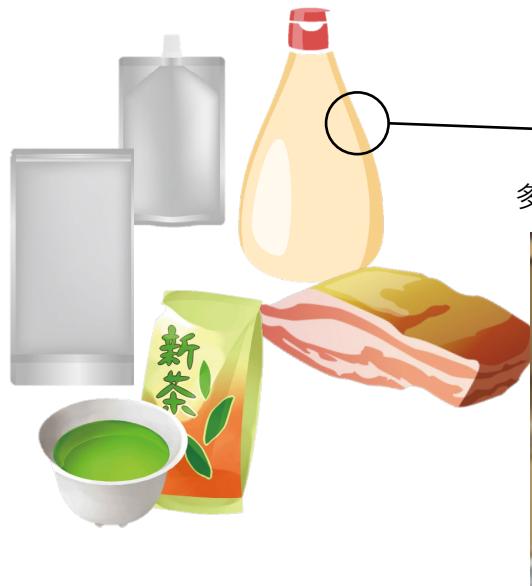
(出所) Regulation (EU) 2025/40の Annex II Table4より作成

②多層フィルムへの影響

- 食品包装に求められる機能は、食品の鮮度・品質維持に必須となるバリア性をはじめとして、強度、柔軟性、耐熱性、耐寒性、耐油性、防曇性など多岐にわたります。
- 多層フィルムは、複層的に素材を重ね合わせることで、単層では実現できない機能を発揮することができる素材です。重ね合わせる素材は必ずしも単一の素材に限りません。例えば、お茶のティーバッグのように、アルミとプラスチックを蒸着*する場合もあります。多層フィルムは、食品包装において多用されています。

例) 菓子袋やレトルト食品の包装、肉製品を覆うフィルム、お茶のティーバッグ

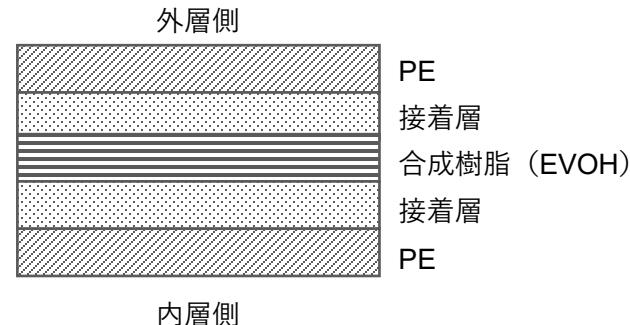
- 単一・あるいは複数素材を使った多層フィルムの場合、PPWRで要求される「リサイクル可能設計」への対応が課題となります。
- リサイクル設計基準は、2028年1月1日までに採択される委任規則で定められる予定です。実際にどういった構造設計がなされていれば、リサイクル可能とみなされるのか、基準を理解したうえで、包装材のリサイクル設計への対応、あるいはリサイクル適性を有する他の包装材への切り替え・対応が必要です。



多層フィルムが活用されている食品包装例：



多層フィルムの構成例（断面図）



(注) 気化したアルミニウム蒸気をプラスチックフィルムの表面に定着させることで、極めて薄いアルミニウム層をフィルム上に形成する技術を活用
(出所) 多層フィルムの図解については、日本プラスチック工業連盟資料より作成

③今後のリサイクル設計基準の設定

- リサイクル設計基準は、欧州標準化機構（CEN）の議論を参考して2028年までに策定される予定です。
- 既に業界団体によって提示されている各種設計ガイドラインを踏まえ、欧州規格も整理されていく可能性が高いと想定されています。既存のガイドラインを2つご紹介します。

CEFLEXガイドライン

CEFLEXとは：

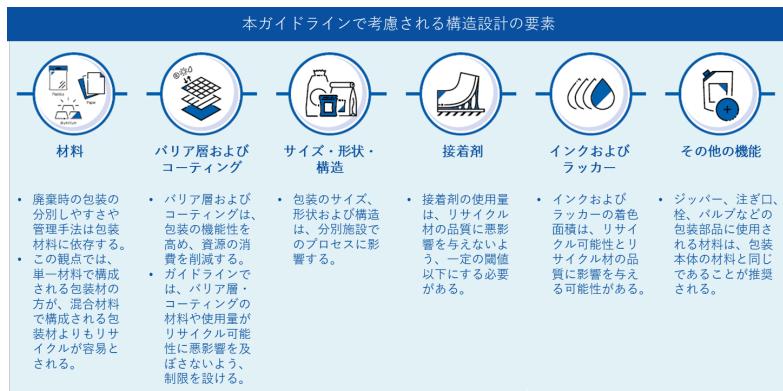
- 軟包装の循環型経済の実現を推進するコンソーシアム。
素材メーカーからブランドオーナー、小売まで広く参加。

設定しているガイドライン：

- ポレオレフイン（PO）をベースとした軟包材のリサイクル適性を満たすためのガイドラインを2023年4月に公表
➡ガイドライン詳細：<https://guidelines.ceflex.eu/guidelines/>

確認しているパラメータ：

構造設計の各要素に加え、製品ライフサイクル設計（選別しやすさ、メカニカルリサイクルの可能性）も考慮される



（出所）CEFLEXウェブサイト、RecyClassウェブサイトから作成

RecyClassガイドライン

RecyClassとは：

- 欧州プラスチックリサイクル業界団体Plastic Recyclers Europe (PRE) が運営するイニシアチブ

設定しているガイドライン：

- 同機関が設定しているリサイクル設計ガイドラインに沿って包材は評価、結果に応じてAからFまでのランクが付与。その他、リサイクルプラスチックのトレーサビリティに関する評価も実施

➡ガイドライン詳細：<https://recyclability.eu/recyclability/design-for-recycling-guidelines/>

確認しているパラメータ：

材質構成、材料、色、サイズ、製品残留物、バリア、添加物、ラミネート接着剤、綴じ口、ライナー、シール、バルブ、その他のコンポーネント、表面ラベル素材、ラベル用接着剤、インク

「プラスチック包装の最低リサイクル含有割合」の規定内容

- 包装単位全体の総重量の5%以上をプラスチック部が占める場合、p.8で示したカテゴリ及び包装材ごとに定められた割合の、プラスチック廃棄物から回収されたリサイクル材を含む必要があります。リサイクル材の含有割合は、製造工場及び年ごとの平均として計算されます。
- 2030年、2040年の2段階で設定されており、2040年には最低含有割合が引き上げられる見込みです。
- 2029年1月1日又は実施規則令の施行日の2年後のいずれか遅い日までに、リサイクル材含有割合を計算し、検証へ適合する必要があります。

⇒詳細未定：①利用可能なりサイクル技術に関する委任規則、②プラスチック含有割合等を計算する実施規則、
 ③第三国との同等性を判断する実施規則は、2026年末に制定される見通し

※2028年1月1日までに割合の緩和も検討される余地あり

プラスチック包装の最低リサイクル含有割合

| 項目 | 2030年1月1日又は 実施規則の発効日から 3年後のどちらか 遅い方 | 2040年1月1日 |
|--|--|-----------|
| PETを主成分とする接触包装材(使い捨て飲料用ボトルを除く) | 30% | 50% |
| PET以外のプラスチック材料で製造された接触包装材 (使い捨て飲料用ボトルを除く) | 10% | 25% |
| 使い捨て飲料用ボトル | 30% | 65% |
| その他上記以外のプラスチック包装 | 35% | 65% |

(出所) Regulation (EU) 2025/40の7条より作成

包装材の管理に課される要件の全体像

- その他、事業者に関する包装材の管理に課される要件については、下記に記載のとおりです。

本セミナーで取り上げる要件

適合性評価

持続可能性・ラベリング要件へ対応している包装材かどうかについて、包装、包装製品の製造事業者が、EUレベルの共通仕様あるいは規格に基づき、適合性評価を実施する。また、サプライチェーン上で、技術文書を含む包装材に関する情報をトレースする必要がある。

拡大生産者責任

包装材のライフサイクルでかかる環境への影響に関する費用は、「生産者」が負担する義務を負う。

生産者管理簿への登録

生産者または生産者から委託された生産者責任組織は、加盟国が設置する登録簿に登録する必要がある。登録する際の申請書に記載する情報には、連絡先、納税者番号、商業登記番号等が含まれる

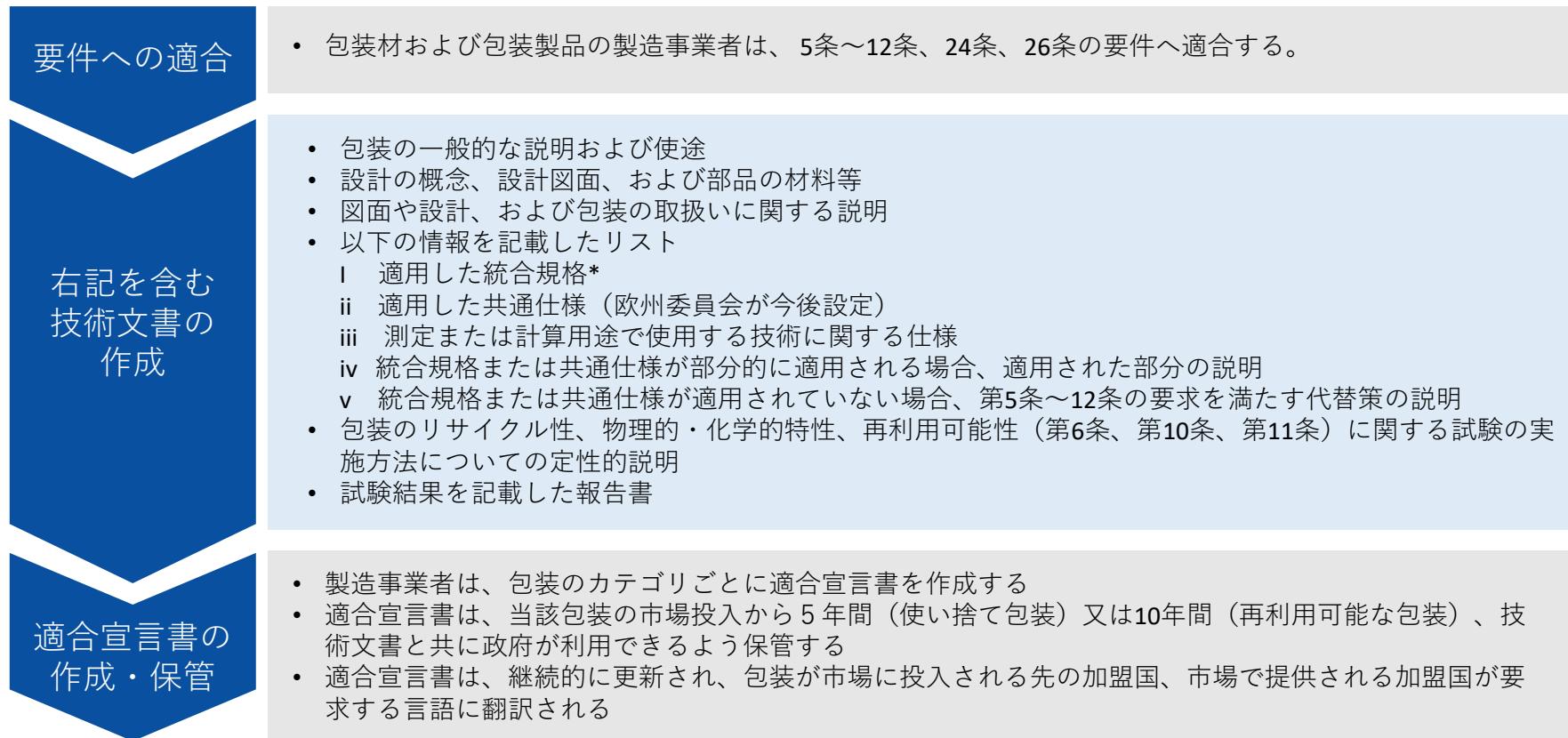
再利用・デポジット・リターンシステムへの参加

事業者は、再利用可能なシステムに参加する。このほか、回収や再充填など、再利用を実現するために必要となるインフラを必要に応じて設置する。

適合性評価の規定内容

- ・ 包装材が持続可能性要件・ラベリング要件を満たしていることは、技術文書に加え、適合性が確認された旨を宣言する適合宣言書により証明されます。
 - ・ 要件の内容が更新された場合には、一度適合性評価を実施していたとしても、更新された要件への適合が求められます。

適合性評価の流れ



(注) 欧州官報に掲載された統合規格; 「EN 13427:2004」 「EN 13428:2004」 「EN 13429:2004」 「EN 13430:2004」 「EN 13431:2004」 「EN 13432:2000」

(出所) Regulation (EU) 2025/40の第35条～第39条、およびANNEXVIIより作成

参考：適合宣言書のイメージ

- 適合宣言書は、8つの項目で示される構造から構成される必要があります。

| | |
|---|---|
| 1 | 包装を特定できる識別番号 |
| 2 | 製造者または認可代表者の氏名、職位、住所 |
| 3 | 宣言： "This declaration of conformity is issued under the sole responsibility of the manufacturer" |
| 4 | 宣言の対象となる包装の説明 |
| 5 | 適用した統合規格の記載 |
| 6 | 適用した共通仕様の記載 |
| 7 | 通知機関が発行する証明書に関する説明（該当する場合のみ） <ul style="list-style-type: none">通知機関の名称、住所、番号通知機関が実行した措置の説明発行された日付必要に応じ、証明書の有効期限および条件 |
| 8 | 署名、宣言書の識別番号 |

（出所） Regulation (EU) 2025/40のANNEX VIIIより作成

適合性評価における対応事項

- EUでは、適合性評価が実施された製品のみの市場販売（上市）が認められます。
- 従って、EU市場で製品を流通させる事業者は、製造者が製品の包装の適合性評価を実施していることを確認、実施されていない場合は実施を依頼又は自らで実施することが必要です。

製造事業者

...包装または包装済み製品を製造する事業者、あるいは自らの名称・商標で設計・製造した包装・包装製品を有する事業者

例：包装材製造事業者、食品製造事業者、自身のブランド名・商標で設計した商品を製造している食品製造事業者*

□ 適合性評価の実施

- 包装材供給事業者から必要情報を受け取り、持続可能性・ラベリング要件への適合性評価を実施し、技術文書・適合宣言書を作成。

□ 文書の保管

- 上市から5年間（使い捨て包装）又は10年間（再利用可能な包装）、適合宣言書と技術文書を保管。

輸入事業者

...EU市場に初めてその包装・包装製品を輸入する事業者

例：輸入卸売事業者

□ 適合性の確認

- 要件への適合性を、文書等（適合宣言書の内容、ラベルの貼付、要求文書の添付等）の情報に基づき確認。

□ 文書の保管

- 製造事業者と同じ。

□ 適合性維持のための管理

- 責任下にある間、製品の保管・輸送過程で適用要件への準拠が損なわれないよう保管。

販売事業者

...製造事業者、輸入事業者以外の包装を上市する事業者

例：卸売業者、スーパーマーケット

□ 開示情報の適切な利用

- 適用される要求事項への準拠を確認する以外の開示情報の目的外の利用の禁止。

□ 適合性維持のための管理

- 輸入事業者と同じ。

（共通実施事項）

□ 不適合判明時の是正措置構築・回収、当局への報告・協力

- 持続可能性要件・ラベリング要件について不適合の懸念がある場合、是正措置を直ちに講じ、必要に応じて包装を回収。
- 加盟国の市場監視当局に、疑われる不適合及び講じた是正措置を直ちに報告。

□ 適合性の実証に必要な情報の提供

- 国家当局の要請に基づき、適合性を実証するために必要なすべての情報・文書（当該当局が容易に理解できる1つ以上の言語による技術文書を含む）を、要請から10日以内に、電子形式あるいは紙形式で提供。

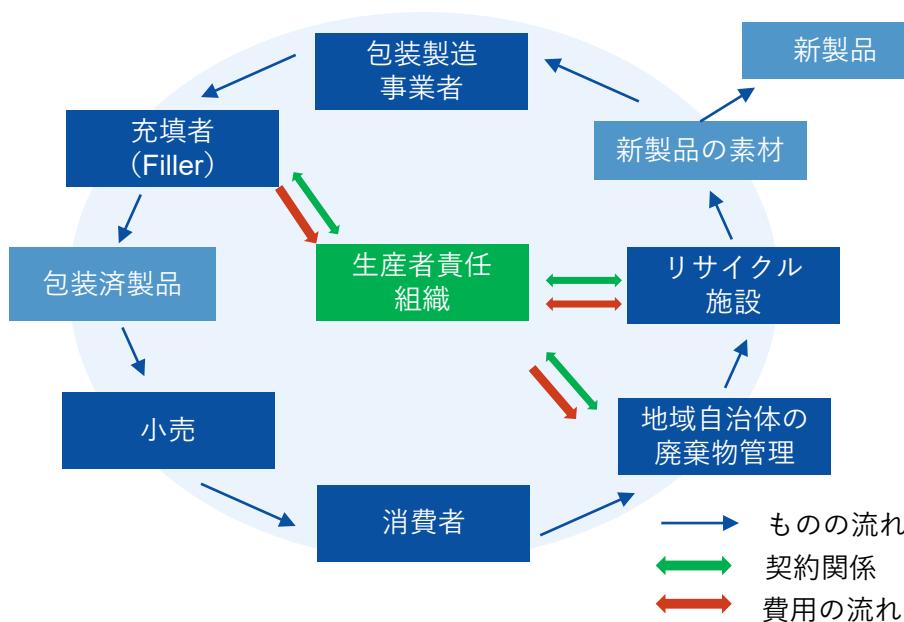
（注）製造事業者が零細企業かつ包装材供給事業者が同一国に所在する場合「製造事業者」は包装を供給する事業者となる

（出所）Regulation (EU) 2025/40の第3条、第15条～18条より、作成

拡大生産者責任

- 拡大生産者責任とは、製品のライフサイクル全体を通じて、環境への影響に対して相当程度の責任を負うことです。
- 「生産者」は、廃棄物の収集、輸送、分別、処理、リサイクル、廃棄物管理システムの運営、廃棄物管理に関する情報提供および教育活動、廃棄物管理に関する監視および報告にかかる費用、廃棄物容器のラベル表示費用、都市ごみの組成調査費用を負担します。
- 生産者は、自身の拡大生産者責任について、生産者責任組織へ義務の履行を委託することが可能です。
- 拡大生産者責任に関する費用については、各加盟国における生産者責任組織を中心に費用が決定されます。事業者は該当する場合、規定された費用負担を負い、またその費用分を製品価格へ転嫁することを検討する必要があります。
- 将来的には、リサイクル性能等級やリサイクル技術の持続可能性基準・リサイクル材に係る環境コストがこの費用設定に反映されることが想定されています。

拡大生産者責任のスキーム



(出所) EXPRAウェブサイトおよびverpactウェブサイトより作成

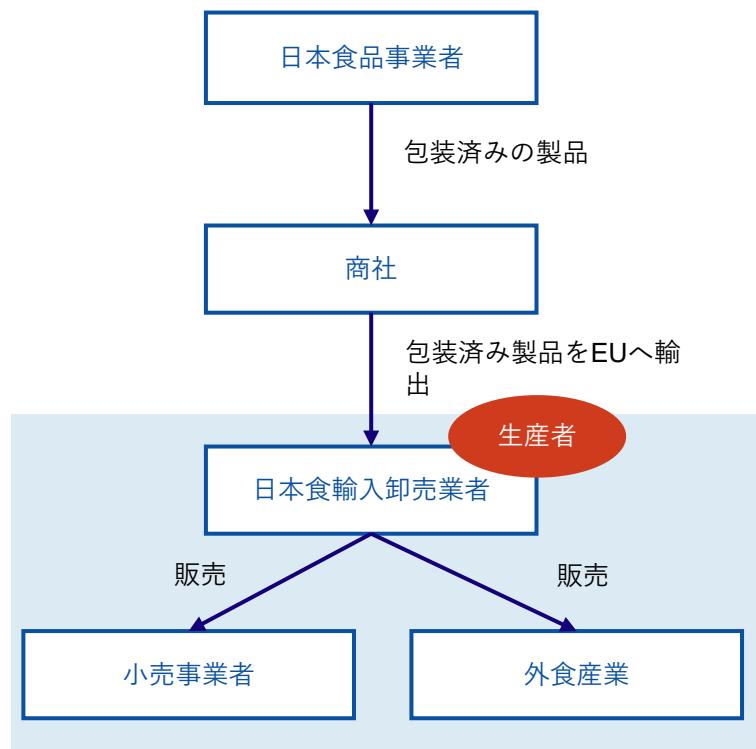
オランダにおける拡大生産者責任の費用設定の例

| 素材のタイプ | 2025年 (€/kg) |
|----------------------|--------------|
| ガラス | € 0.100 |
| 紙・段ボール | € 0.017 |
| 硬質プラスチック | € 1.220 |
| 軟質プラスチック | € 1.320 |
| アルミニウム | € 0.300 |
| その他金属素材 | € 0.360 |
| 木 | € 0.015 |
| 飲料カートン | € 0.880 |
| 再利用可能な包装 (システム料金を除く) | € 0.015 |
| 再利用可能な飲料カップ | € 0.28 |
| その他の素材 | € 0.015 |

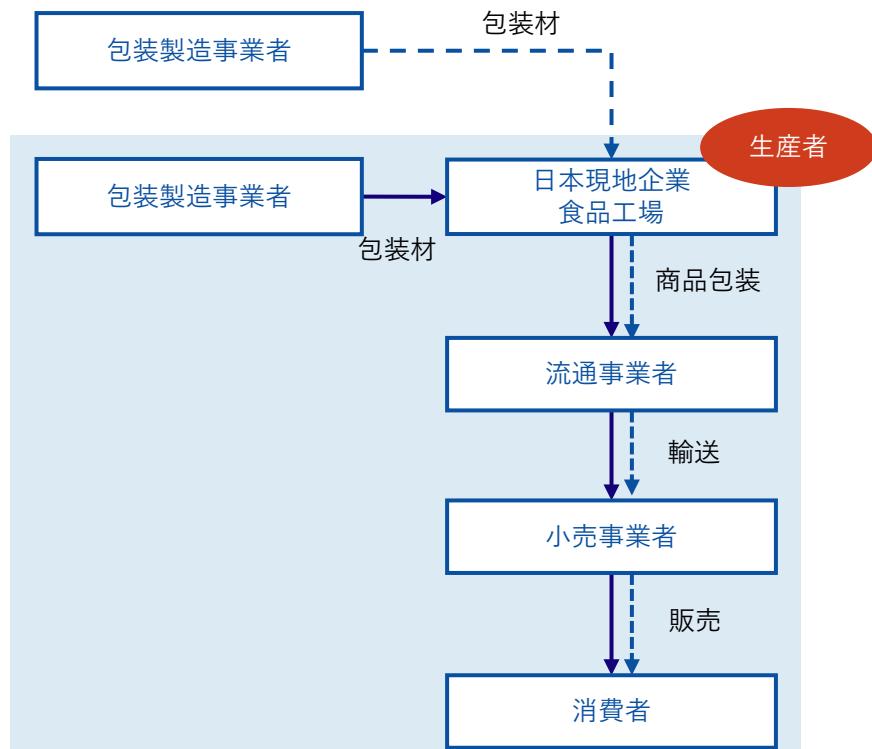
拡大生産者責任における「生産者」の定義

- 「生産者」は、製造業者、輸入業者、販売業者いずれもなりえます。
- 例えば、日本の食品事業者が商社等を介してEU市場に包装済み食品を販売する場合（例①）、生産者は、当該製品を初めてEU市場に輸入する卸売業者です。この場合、日本の食品事業者は利用されている包装がEUで要求される基準を満たしていることを確認する必要があります。
- また、欧州現地に拠点を有している食品事業者が、現地で包装し包装済み製品を販売する場合（例②）、「生産者」に該当します。これは、例えば日本から輸入した包装材で包装し、販売する場合も同様です。

例①：EU市場へ包装済み製品を輸出する場合



例②：現地拠点で包装し、包装済み製品を販売する場合



(注) 図は作成者の考えが含まれており、妥当性・完全性を示すものではありません。個別の事例に応じて検討が必要です。

(出所) DG ENV Unit3 "Packaging and Packaging Waste Regulation"(2024年12月16日)を踏まえ、作成

PPWR解説書のご案内

- PPWRの規定内容については、現在、農林水産省委託事業にて取りまとめております。
- 本セミナーにて取り上げることができなかった要件についても、網羅的に整理しております。
- 2025年度以降に、農林水産省ウェブサイトにて公表される予定ですので、必要に応じてご参照いただけますと幸いです。

